

農業者年金「現況届」

提出をお忘れなく

農業者年金を受給している方は、平成18年6月30日までに「現況届」の提出が必要となります。（平成17年7月1日以降の裁定者および支給停止解除者については、今回の現況届は必要ありません）

提出先

農業委員会事務局および赤羽根支所窓口係、渥美支所窓口係へ
現況届を提出しないと

提出されるまでの間、農業者年金の支給が一時停止されますのでご注意ください。

受給者が亡くなった場合

死亡届の提出が必要です。死亡届を提出していないご遺族の方、至急農業委員会事務局までご連絡ください。

7月は「耕起月間」です

不耕作地・遊休農地の保全管理

一度遊休地になってしまうと、再び利用するにはかなりの労力や経費が必要となります。また、環境にも悪影響を及ぼし、隣接地の人に迷惑をかけることにもなりかねません。

自分の農地は自分で責任を持って管理し、遊休農地の解消、予防に努めましょう。ご協力をお願いします。

現況証明（非農地証明）について

登記簿上の地目が農地で、20年以上前から継続して現況が農地でない土地の地目変更登記をする場合、農業委員会による証明書が必要です。

証明の対象となる土地は
願出前20年間以上、農地以外であること。

農業振興地域の整備に関する法律に定める農用地区域内の土地でないこと。

農地法による違反転用の処分の対象となった土地でないこと。

証明について必要な書類

現況証明願出書（2部申請）

添付書類

土地の登記簿謄本または登記事項証明書

位置図

公図

土地・建物等配置図

現場写真

20年間以上農地等でない状態であったことを確認できる公的な証明
このほかの書類が必要となる場合
もありません。

書類の締切日・交付日

毎月5日が締め切りです。また、交付には3週間程度要します。詳しくは農業委員会にお問い合わせください。

相続税納税猶予制度とは

農業相続人が、農業を営んでいた被相続人から農地等を相続し、引き続き農業経営をしていくと認められる場合に、相続税の納税が猶予されます。農家が、相続税の支払いのために、農地を部分的に手放したりすることを防ぐことで、農業経営の維持を図ろうと創設された制度です。

猶予される税額

農地評価額のうち、農業投資価格を上回る部分にかかる相続税の納税を猶予します。そして、一定の条件を満たすと、納税が免除されます。

免除される一定の条件

農業相続人が死亡した場合

申告期限から20年を経過した場合

農業相続人が特例の適用を受けた農地等の全部を、農業後継者に生前一括贈与した場合

この制度は、農家だけに認められた特例的制度です。

農業相続人が特例適用農地等において、農業を続けることが猶予の要件です。管理が不適切な農地は、猶予税額と利子税と合わせて納付することになります。

猶予制度の適用を受けた農地はいつも良好に耕作し、保全管理に努めましょう。

平成17年 農業委員会審査件数

平成17年1月～12月

農地法3条関係

農地などについて、権利の設定または所有権を移転する場合の手続き

種類	件数	面積
計	119	13万8062㎡
売買	42	4万7162㎡
交換	28	2万7116㎡
贈与	9	5752㎡
賃貸借	20	12万3977㎡
使用貸借	218	34万2069㎡

農地法4条関係

自己所有の農地を農地以外の用途にする場合の手続き

種類	件数	面積
計	18	7874㎡
許可	12	5605㎡
届出	30	1万3479㎡

農地法5条関係

農地などを農地以外の用途にするための権利の設定または所有権を移転する場合の手続き

種類	件数	面積
計	68	5万9612㎡
許可	27	9512㎡
届出	95	6万9124㎡

農業経営基盤強化促進法

種類	件数	面積
計	80	13万2408㎡
売買	248	50万1825㎡
貸借	328	63万4233㎡